

令和 年 月 日

保護者各位

県立長岡農業高等学校長

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止について

インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

登校再開にあたっては、「療養解除届」を学級担任に提出くださいますようお願いいたします。

- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。医療の逼迫を回避するためです。
- ・療養後登校するにあたり、診断時に医師から再受診の指示があった場合はそれに従ってください。

療養解除届

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

〈出席停止期間の数え方〉

新型コロナウイルス感染症の場合

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

- ① 発症後、5日経過した後、登校可能となる場合

発症日 0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能日
例：5/14	5/15	5/16	5/17 0日目	5/18 軽快 0日目	5/19 1日目	5/20 登校可能

- ② 療養期間が延長となり、症状軽快後1日を経過したあと登校可能となる場合。

発症日 0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例：5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20 軽快 0日目	5/21 1日目	5/22 登校可能

インフルエンザの場合

インフルエンザの出席停止期間＝発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。

- ① 発症後、5日経過した後、登校可能となる場合

発症日 0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能日
例：5/14	5/15	5/16	5/17 解熱 0日目	5/18 1日目	5/19 2日目	5/20 登校可能

- ② 療養期間が延長となり、解熱後2日を経過したあと登校可能となる場合。

発症日 0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例：5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19 解熱 0日目	5/20 1日目	5/21 2日目	5/22 登校可能